

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	リサイクル推進課
処分の名称	一般廃棄物収集・運搬業の許可
処分権者	市長
根拠規定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項
基準規定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項・第5項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条の2
審査基準	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項、第5項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則省令第2条の2 規定は略
標準処理期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	リサイクル推進課
処分の名称	使用料の減免
処分権者	市長
根拠規定	周南市環境館条例第9条第2項
基準規定	周南市環境館条例施行規則第6条
審査基準	<p>周南市環境館条例施行規則第6条 （使用料の減額又は免除）</p> <p>第6条 条例第9条第2項の規定による使用料の減額の基準は、次の各号に掲げる場合で当該各号に定めるとおりとする。ただし、第3号を除き、冷暖房使用料は、減額しない。</p> <p>（1）市以外の官公庁が使用するとき。 50パーセント減額</p> <p>（2）市又は周南市教育委員会（以下「教育員会」という。）が後援するとき。（入場料その他これに類する料金を徴収する場合を除く。） 30パーセント減額</p> <p>（3）その他市長が特に必要と認めるとき。 市長が定める割合の減額]</p> <p>2 条例第9条第2項の規定による使用料の免除の基準は、次の各号に掲げる場合で当該各号に定めるとおりとする。ただし、第1号及び第4号を除き、冷暖房使用料は、免除しない。</p> <p>（1）市又は教育委員会が主催し、又は共催するとき。</p> <p>（2）環境館の設置目的にそって、市内の公共的団体が利用するとき。</p> <p>（3）市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び社会福祉施設の幼児、児童、生徒及び学生により組織された団体が、教育目的で使用するとき。</p> <p>（4）その他市長が特に必要と認めるとき。</p> <p>3 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、第2条に規定する利用許可の申請の際、周南市環境館利用許可申請書にその旨を記入し、関係書類を添えて市長に提出しなければならない。</p>
標準処理期間	7日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	リサイクル推進課
処分の名称	一般廃棄物処分業の許可
処分権者	市長
根拠規定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項
基準規定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条の4
審査基準	<p>1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項第7条</p> <p>6 一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を処分する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみを処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。</p> <p>7～9 略</p> <p>10 市町村長は、第6項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 当該市町村による一般廃棄物の処分が困難であること。</p> <p>(2) その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。</p> <p>(3) その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>(4) 申請者が第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。</p> <p>2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条の4 (一般廃棄物処分業の許可の基準)第2条の4 法第7条第10項第3号(法第7条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 処分(埋立処分を除く。以下この号において同じ。)を業として行う場合</p> <p>イ 施設に係る基準</p> <p>(1) 浄化槽(浄化槽法第2条第1号に規定する浄化槽(同法第3条の2第2項又は浄化槽法の一部を改正する法律(平成12年法律第106号)附則第2条の規定により浄化槽とみなされたものを含む。)をいう。以下同じ。)に係る汚泥又はし尿の処分を業として行う場合には、当該汚泥又はし尿の処分に適するし尿処理施設(浄化槽を除く。第13条第5号を除き以下同じ。)、焼却施設その他の処理施設を有すること。</p> <p>(2) その他の一般廃棄物の処分を業として行う場合には、その処分を業として行おうとする一般廃棄物の種類に応じ、当該一般廃棄物の処分に適する処理施設を有すること。</p> <p>(3) 保管施設を有する場合には、搬入された一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。</p> <p>ロ 申請者の能力に係る基準</p> <p>(1) 一般廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。</p> <p>(2) 一般廃棄物の処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。</p> <p>二 埋立処分を業として行う場合イ 施設に係る基準</p> <p>(1) 埋立処分を業として行う場合には、一般廃棄物の埋立処分に適する最終処分場及びブルドーザーその他の施設を有すること。</p> <p>(2) 削除ロ 申請者の能力に係る基準</p> <p>(1) 一般廃棄物の埋立処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。</p> <p>(2) 一般廃棄物の埋立処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。</p>
標準処理期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	リサイクル推進課
処分の名称	一般廃棄物収集・運搬業の許可の更新
処分権者	市長
根拠規定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第2項
基準規定	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第2項</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の5</p>
審査基準	<p>1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第2項 （一般廃棄物処理業） 第7条2 前項の許可は、1年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。</p> <p>2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の5 （一般廃棄物収集運搬業の許可の更新期間） 第4条の5 法第7条第2項に規定する政令で定める期間は、2年とする。</p>
標準処理期間	20日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	リサイクル推進課
処分の名称	利用の許可
処分権者	市長
根拠規定	周南市環境館条例第6条
基準規定	周南市環境館条例第7条
審査基準	<p>周南市環境館条例第76条 （利用の制限）</p> <p>第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、環境館の利用を拒み、又は環境館からの退去を命じることができる。</p> <p>（1） 公の秩序又は善良な風俗を乱し、又はそのおそれがあるとき。</p> <p>（2） 施設、備品等を損傷し、又はそのおそれがあるとき。</p> <p>（3） 前2号に掲げるもののほか、環境館の管理運営上支障があるとき。</p>
標準処理期間	7日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	リサイクル推進課
処分の名称	一般廃棄物処理手数料の減免
処分権者	市長
根拠規定	周南市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第30条
基準規定	周南市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第30条
審査基準	周南市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第30条（一般廃棄物処理手数料の減免）第30条 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、その者の申請に基づき前条に規定する手数料を減額し、又は免除することができる。
標準処理期間	14日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	リサイクル推進課
処分の名称	浄化槽清掃業の許可
処分権者	市長
根拠規定	浄化槽法第35条
基準規定	浄化槽法第35条 浄化槽法第36条
審査基準	浄化槽法第35条浄化槽法第36条 規定は略
標準処理期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	リサイクル推進課
処分の名称	再生利用一般廃棄物処分業者の指定
処分権者	市長
根拠規定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項
基準規定	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項          廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条の3第2号</p>
審査基準	<p>1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項          （一般廃棄物処理業）          第7条6 一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を処分する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。</p> <p>2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条の3第2号（一般廃棄物処分業の許可を要しない者）第2条の3 法第7条第6項ただし書の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの処分を業として行う者であつて市町村長の指定を受けたもの</p>
標準処理期間	30日
備考	本市では、再生利用一般廃棄物の処分業者の指定は行っていない。

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	リサイクル推進課
処分の名称	再生利用一般廃棄物・運送業者の指定
処分権者	市長
根拠規定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項
基準規定	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項          廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条第2号</p>
審査基準	<p>1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項          （一般廃棄物処理業）          第7条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみ収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。</p> <p>2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則省令第2条第2号（一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者）第2条 法第7条第1項ただし書の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみ収集又は運搬を業として行う者であつて市町村長の指定を受けたもの</p>
標準処理期間	30日
備考	本市では、再生利用一般廃棄物の運送業者の指定は行っていない。

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	リサイクル推進課
処分の名称	一般廃棄物処分業の変更の許可
処分権者	市長
根拠規定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第1項
基準規定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第10項;第7条の2第1項・第2項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条の4
審査基準	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第10項、第7条の2第1項、第2項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条の4 規定は略
標準処理期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	リサイクル推進課
処分の名称	一般廃棄物収集・運搬業の変更の許可
処分権者	市長
根拠規定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第1項
基準規定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項;第7条の2第1項・第2項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条の2
審査基準	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項、第7条の2第1項、第2項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条の2 規定は略
標準処理期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	リサイクル推進課
処分の名称	一般廃棄物処分業の許可の更新
処分権者	市長
根拠規定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第7項
基準規定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第7項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の8
審査基準	<p>1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第7項 (一般廃棄物処理業) 第7条7 前項の許可は、1年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。</p> <p>2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の8 (一般廃棄物処分業の許可の更新期間) 第4条の8 法第7条第7項に規定する政令で定める期間は、2年とする。</p>
標準処理期間	20日
備考	